

明末清初における天童寺の住持について

——密雲円悟の後継をめぐる——

野口善敬

一 天童寺の歴史

中国の禪門は南宋以降、明代初期にかけて五山十刹を中心にして全盛を誇るが、その五山の一つとして著名な寺に明州の天童山景德禪寺がある。

この寺は、西晋恵帝の永康元年（三〇〇）に、太白祖師義興が結菴したのに始まるとされ（『天童寺志』卷二・建置攷・1 a）、下つて唐代の乾元二年（七五九）に勅旨により天童瓊瓏寺と名づけられ（同前・1 b～2 a）、宣宗の大中元年（八四七）に咸啓禪師の奏請により十方住持刹に充てられる（同前・2 a）。その後、一時期、天寿寺と改名されるが、北宋真宗の景德四年（一〇〇七）に勅旨により、後世一般に良く知られる天童山景德禪寺という名称となっている（同前・3 a）。そして、南宋以後、五山十刹制度の中に組み入れられ、五山の名刹として知られることになるのである。

歴代住持の中で、日本において名前を知られた禅僧に、黙照禅を唱えた第十六代住持・宏智正覚（『天童寺志』卷三・13 a）や、道元が入宋して参じた長翁如浄（世代数不明・32 b）がおり、このことから曹洞宗の拠点という印象が強いようだが、宏智の後に住持となった第十九代・応菴曇華（14 b）や第二十代・密菴咸傑（16 b）など臨済系の巨匠も

歴代住持として多数入院しており、日本臨濟禪の開祖とされる明庵栄西の師である虚菴懷敏（生卒年不詳）が淳熙十六年（一一八九）に住持となったことでも知られている（『攻媿集』巻五七・天童山千仏閣記、四庫全書本・7b）。十方住持利の名前通り、一宗一派に偏しない寺院だったわけである。しかし、元朝に入ってから、臨濟系の禅匠が住持を独占するようになる。これは禅門内における臨濟宗の隆盛を反映したものであり、時代の趨勢を示したものであった。

天童景德禅寺の中国五山十刹における順位について、義堂周信の『空華日用工夫略集』（永徳二年〔洪武十五年〕一三八二・五月七日条）や『扶桑五山記』、『和漢禅刹次第』（『統群書類従』第二八輯上・巻八二二・p.388）、『禅林象器箋』（第一類・区界門・五山、十刹、5b-6a）では、五山の第三位に位置づけられており、五山制度が全盛であった南宋末から元代を経て明初に至るまで、五山第三位であった時期が長く続いたと考えられる。しかし、『天童寺志』によれば、明初の洪武二十五年（一三九二）に、「禅宗五山之第二」（巻二・建置攷・14b）に定められたとされ、昇格していた事実が知られる。

ただ、永楽十三年乙未（一四一五）に寺院・道観の整理統合が行われ（同前）、更に永楽十八年（一四二〇）、南京から北京への遷都が決まり（『明史』巻七）、北京が首都となって以降、明朝末期に至るまで、明朝による仏教の整理統制の強化もあって、中国仏教は江南に限らず全域的に凋落の一途をたどることになる。陳垣（一八八〇～一九七二）が「明の宣徳年間（一四二六～三五）から以後、隆慶年間（一五六七～七二年）より以前の百年余りは、教も律も浄土も禅も中国全土でヒツソリとしていた（計明自宣徳以後、隆慶以前、百餘年間、教律浄禅、皆声闕寂、全中土如此）」（『明季演説仏教考』巻一・p.13）と述べている通り、明代中葉の一四〇年間ほどは特に低調な時期であり、天童寺を始めとする五山もその例外ではなかった。

明代における天童寺の衰退について、『天童寺志』に次の様な記載がある。

禅宗の法系を伝えて住持したものとては、「明の永楽年間に続く」宣宗の宣徳年間（一四二六～一四三五）に無

伝聖禪師が〔天童寺の〕第七十二代を称し、大用機禪師が第七十五代を称しているが、その後は中断してしまい、その間に円愷が〔火事で焼けた殿閣を〕再建中興するという功績をあげているが、その法系は分かっていない。〔また、〕住持を称していても、禪師と書かれていない者は、〔歴代住持を列記した「先覚考」に記載せず〕別記した。『明会典』の「事例」には、「天順八年（二四六四）、京城みやこの内外にある寺院や道観は、今後、〔建物の〕増築修理や〔勅〕額〔下賜〕の請願を許可しない」（巻五九・8a）と記載されている。その他も推して知るべしであろう。これ以後、仏教は衰退し、本山（天童寺）のような名刹でさえ、房ぶちを四つに分け、常住と合わせて五つとして、田地を各々〔分けて〕持ち、お茶や筍ができれば権勢を持った人に振る舞い、龍角や鶏丸（といった漢方薬）があれば俗人に取り入り、やりたい放題に〔祖師の〕塔や碑を破壊した。それでも幸いなことに、一二の老宿が、その殿閣の保持に努力してきた。だから、遊山して詩を詠む者もいたが、洪水が〔仏教に対して〕戒をめ降し〔たのであろう〕、「寺は全壊してしまい」とうとう立派な建物も訪れることができなくなった。ああ、興廢は定まりなく、治乱は繰り返すものなのであろう。

伝法而住持、有明至宣徳時、無伝聖禪師、稱七十二代、大用機禪師稱七十五代。此後中断。其間円愷惟著興建之助、承法無聞焉。凡書住持、而不書禪師者、示別也。『会典』事例、載「天順八年、詔京城内／外寺観、今後不許増修請額」。他可知矣。自此仏教衰衰、如本山名利、亦更十方住持之制、分房凡四、与常住為五、莊産各持、茶香筍熟、饜於勢家、龍角雞丸、謀於俗姓、廝塔毀碑、無所不至。猶幸住持一二老宿、力撰延保此殿閣。以故不廢游詠者。迨洪水降警、而勝構遂不可問。嗚呼、興替不常、循環治乱。〔天童寺志〕卷二・建置攷上・16a～b）

ここに言う「洪水」とは、神宗の万暦十五年（二五八七）七月二十一日に起こった大洪水のことで、この洪水によって天童寺は壊滅的な打撃を受けることになったのである（『天童寺志』卷二・建置攷下・20a～b）。

二 明末における天童寺の復興

その後、同年冬に法堂が再建され、万曆末年までに寺宇はある程度復興されるが、本格的な天童寺の復興がなされるのは、崇禎四年（一六三二）四月三日に、臨濟宗の密雲円悟が阿育王より移って住持となつてからのことであり、天童寺は再び名刹としての面目を取り戻すことになる（同前）。

以後、崇禎十四年まで、十年の間に、密雲は天童寺の仏殿を始めとする諸堂を次々に建立したとされる。

師（密雲）は住持した道場で、道義的になすべきことについては、労力と経費を問題にせず、いつも出来るだけのことをして助けられた。師が金粟（浙江省嘉興府金粟山広慧禪寺）にいた時には、たくさんの建築がなされて、だめになつていた数多くのものがごとく元通りになつた。天童は禪宗五山の一つであり、祖師方が代々出られ、「寺の」規模も広大であつたが、禪宗の教化は久しく行われることもなく、「寺の殿閣は」瓦礫灰燼に近い状態だつた。師は、その地にいる以上、その「復興事業の」責務を負うべきだと思ひ、数年の創建で、殿閣やお堂、寮舎から、厨房・廊下・便所・浴室にいたるまで、ことごとく一新した。「また」単に旧観を復旧しただけでなく、山中にある三十以上の祖師の塔で、侵害破壊されたものがたくさんあつたので、すべてきちんと調査して修理した。師はこのように寺院の事に尽力したのである。

師所住道場、義当為者、不憚煩費、每罄所有以佐之。師在金粟、多建置、百廢具舉。天童為禪宗五山之一、祖師代起、規模宏大。而法席久虛、隣于瓦礫灰燼。師念處其地、當任其責、數年締造、自殿閣堂寮、以庖廊團凖之屬、罔不鼎新。不但復旧觀而已。山中祖塔、三十有餘、多侵毀者、皆清敷而修葺之。師之尽力于院事、如此。（王谷撰「密雲行狀」、『密雲禪師語録』卷一二附録・24b～25a）

そして、密雲によつて復興された天童寺は、崇禎年間、密雲による臨濟禪の復興拠点として、広く知られることに

なる。

密雲円悟は、日本に黄檗宗を伝えた隠元隆琦の法祖に当たり、その禅風は、看話禅を否定した棒喝禅一辺倒の強烈なものであった。また、教禅一致や儒仏一致に背を向けた純禅志向であり、棒喝禅を臨済正宗として掲げ、明末に臨済禅の復興を行なったとされる人物である。その棒喝禅は、天童に入る以前、嘉興の金粟や福州の黄檗において、既に突出したものとして一世を風靡していた。その面目は次の二つの資料にも明らかである。

○三峰の漢月が参じて、「密雲に」上堂して臨済宗旨の来源を示すよう請うた。ある僧が進み出て質問した、「和尚あなの「悪水またいなを人に洗かける」(つまり悪辣な指導法)はどういうものですか」。師(密雲)はすぐに打なぐった。僧が口を開いて何か言おうとすると、師(密雲)はただちに「その僧を」法堂から打出おいだして言った、「これこそ臨済の宗旨だ」。

三峰漢月参、請上堂示臨済宗旨来源。一僧出問、「如何是和尚惡水洗人」。師便打。僧擬開口。師直打出法堂云、「者便是臨済宗旨」。(『密雲禪師語録』卷二・金粟語録・4b~5a)

○僧の質問、「臨済宗とはどの様なものですか」。師(密雲)は言った、「一棒のもとに打なぐり殺す」と。

〔問〕、「如何是臨済宗」。師云、「一棒打殺」。(『密雲禪師語録』卷二・金粟語録・9a)

ともあれ、もともと名利であった天童の知名度は高かったのであろう。後世、密雲の一門と言えば天童寺を思い浮かべるほど、密接な関係になるのである。

三 密雲以後の天童寺の住持：徒弟院化

密雲によって再興された天童寺は、明末にあつても五山寺院の一つとして知られていたが、五山制度そのものは復活した兆しが見られない。五山という寺格の高さは保持していたとしても、所領など、どれほどの内実を伴っていたかは疑わしいのである。また、天童寺は十方住持利、つまり住持の宗派法系を問わない寺院であつたとされているが、実質的には密雲以後、密雲一派の一流相承の徒弟院化した実態が見られる。

このような徒弟院化は、天童寺に限つたことではなく、五山第一位の径山を除けば、明末から清初にかけて、ほとんどの寺院で特定の門派による寺院の占有が行われた形跡がある。「五山之上」の寺格で南京僧録司が置かれていた天界寺は曹洞宗の覚浪道盛とその一門が住持し、もともと五山第二位であつた靈隱寺は密雲の孫弟子に当たる具徳弘礼の一門が、第四位であつた浄慈寺は密雲法嗣である漢月法蔵の一門が、第五位の阿育王寺は密雲の孫弟子に当たる太白行雪の一門がそれぞれ歴代住持を占有していた。¹⁾

五山以外でも、明末期に擡頭した禅宗各派には、それぞれ拠点となつた徒弟院があり、例えば曹洞宗では無明慧経一門の寿昌寺（江西省建昌府新城県）、や鼓山涌泉寺（福建省福州府閩県）、無明下、無異元来一門の博山能仁寺（江西省広信府広豊県）、湛然円澄一門の雲門山顯聖寺（浙江省紹興府会稽県）などがあり、臨濟宗では天隱円修一門の報恩寺（浙江省湖州府武康県）や磬山寺（江蘇省常州府荆溪県）などがその代表的な例として知られている。

密雲円悟一門も、天童寺以外に、金粟山広慧禅寺²⁾（浙江省嘉興府海塩県）や天台山通玄禅寺³⁾（浙江省台州府天台県）、黄檗山万福禅寺⁴⁾（福建省福州府福清県）などを徒弟院化していた。

そんな中にあつて、密雲が中興した天童寺の、密雲遷化後の歴代住持については、清の嘉慶重刊本『天童寺志』

一〇卷の卷三「先覺攷」(50b~61b)に、密雲以後の「国朝」の歴代住持の名前が挙げられており、他の資料も併用して、その住持した順序と具体的な年数を調べると、凡そ次の様になる⁽⁵⁾。

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 密雲円悟 | 崇禎四年(一六三二) 四月~崇禎十四年(一六四二) 九月 |
| (2) 木陳道忞 | 崇禎十五年(一六四二) 冬~順治三年(一六四六) 七月 |
| (3) 費隱通容 | 順治三年(一六四六) 十月~六年(一六四九) 秋 |
| (4) 林野通奇 | 順治七年(一六五〇) 五月~順治九年(一六五二) 三月(遷化) |
| (5) 牧雲通門 | 順治九年(一六五二) 冬~十一年(一六五四) 秋 |
| (6) 浮石通賢 | 順治十一年(一六五四) ~順治十四年(一六五七) |
| (7) 木陳道忞《再住》 | 順治十四年(一六五七) ~十八年(一六六一) |
| (8) 遠菴本儂 | 順治十八年(一六六二) 七月~康熙十一年(一六七二) |
| (9) 山曉本誓 | 康熙十一年(一六七二) ~二十五年(一六八六) 十一月(遷化) |
| (10) 柏堂超靜(元靜) | 康熙二十五年(一六八六) ~二十六年(一六八七) |
| (11) 慰弘元盛 | 康熙二十六年(一六八七) ~三十四年(一六九五) |
| (12) 天嶽本昼 | 康熙三十五年(一六九六) ~四十四年(一七〇五) 春 |
| (13) 偉載 乘 | 康熙四十四年(一七〇五) 春~ |

また、この十三人を「法系図」で示すと次の通りであり、明末清初期の天童寺が臨濟宗、それも密雲円悟の一派に独占されていた事実が明らかに知られる。(太字が歴代住持。(1)~(13)は世代数を示している。)

虎丘紹隆^{一〇七、二三六}

—— 応菴曇華 ——

—— 密菴咸傑 ——

—— 破庵祖先 ——

—— 無準師範 ——

—— 雪巖祖欽 ——

高峰原妙

—— 中峰明本 ——

—— 千巖元長 ——

—— 万峰時蔚 ——

—— 宝蔵普持 ——

—— 虚白慧昆 ——

海舟普慈

—— 宝峰明瑄 ——

—— 天奇本瑞 ——

—— 無聞正聡 ——

—— 笑巖德宝 ——

—— 幻有正伝 ——

密雲円悟⁽¹⁾

—— 五峰如学 ——

—— 漢月法蔵 ——

—— 具徳弘礼 ——

—— 卑牧式謙 ——

—— 宙亭紀蔭 ——

—— 破山海明 ——

—— 丈雪通醉 ——

—— 月幢徹了 ——

—— 善権達位 ——

—— 費隠通容⁽³⁾ ——

—— 隠元隆琦 ——

—— 慧門如沛 ——

—— 清斯明浄 ——

—— 仲祺実任 ——

—— 石車通乘 ——

—— 巨信行彌 ——

—— 天池明晟 ——

—— 朝宗通忍 ——

—— 孤雲行鑒 ——

—— 広超超宣 ——

—— 渾古明洽 ——

—— 万如通微 ——

—— 百癡行元 ——

—— 虚白性願 ——

—— 壁立明逕 ——

—— 木陳道忞⁽²¹⁷⁾ ——

—— 遠菴本僊⁽⁸⁾ ——

—— 良治性楽 ——

—— 惟吉明謙 ——

—— 石奇通雲 ——

—— 山曉本哲⁽⁹⁾ ——

—— 柏堂超静⁽¹⁰⁾ ——

—— 牧雲通門⁽⁵⁾ ——

—— 天岸本昇 ——

—— 慰弘元盛⁽¹¹⁾ ——

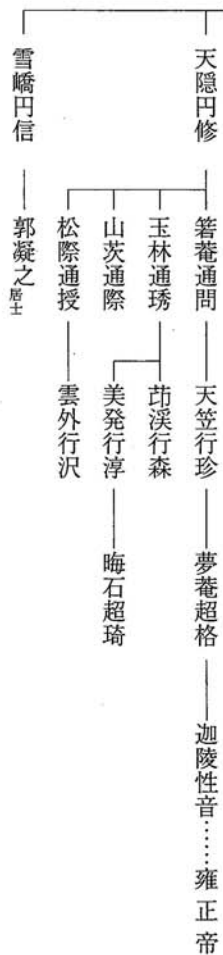
—— 浮石通賢⁽⁶⁾ ——

—— 天嶽本昼⁽¹²⁾ ——

—— 偉載 乘⁽¹³⁾ ——

—— 林野通奇⁽⁴⁾ ——

—— 二隠行謐 ——



天童は、(1)密雲が入寺した崇禎四年(一六三二)から、(13)偉載乗が天嶽の後董を受けた康熙四十四年(一七〇五)まで七十四年間、また木陳が密雲の後を受けた崇禎十五年(一六四二)から数えても六十三年間、それ以後の住持は不明であるものの、一派による独占が続いたことになる。ただ、同じ密雲の一門の中でも、七代目以降は木陳道忞の一派に限られているが、これは、木陳が天童に再住した順治十四年から十八年の間にあつた大きな出来事が影響している。

それは、木陳が清朝順治帝から京師の宮廷に招かれたという事実の存在である。木陳は順治帝に招聘されて北京に赴き、順治十六年(一六五九)十月に万善殿で結冬開堂し(『北遊集』巻一・1a)、翌年四月に「弘覺禪師」の勅号と銀印を下賜されて天童に戻った(『宗統編年』巻三・247c)。その間に、木陳が宮中で作成した詩文や、順治帝との問答は、後に禁書となった『弘覺恣禪師北遊集』六卷(C一〇二所収)に収載されている。

北京から戻った木陳は、すぐさま順治帝から下賜された金千両を用いて天童寺の殿宇の修理を行い(『天童寺志』巻二・建置攷下・30b)、康熙七年(一六六八)には、順治帝から下賜された宸翰や書画を保管するために、宝蔵である「奎煥樓」を天童寺に建てている(同前・31a)。

木陳が、順治帝との繋がりを利用して宗門内で絶大な勢力を誇った事実は、陳垣『清初僧諍記』(一九六二・中華書局、

拙訳・一九八九・中国書店)が既に指摘するところであるが、その弟子の山暎本哲も、天童寺に住持していた康熙十八年(一六七九)に、木陳が建てた「奎煥樓」の後方に「御碑亭」を建造して順治帝の勅書・手詔を碑に刻み(同前・32b、33a)、その受けた寵愛を重ねて顕示することになる。

山暎本哲は、旅庵本月と共に木陳に随行して北京に赴いた人物で、山暎と旅庵は、木陳が天童に戻った後、順治帝の要請により都に残って隆安寺と善果寺で開堂説法している(『北遊集』卷四・奏対別記下・15b、『五燈全書』卷七三・Z141-262c、263b)。木陳同様、順治帝の威光を利用して、その地位を誇示した禪僧なのである。

この様に、皇帝の後ろ盾を得て、天童寺は密雲一門の中でも木陳一派の徒弟院化するわけだが、天童以外に密雲下の一門によって徒弟院化された寺としては費隱通容の一派によって住持が独占された福建の黄檗があり、特段木陳一派だけに限られた現象ではない。ただ、寺格や規模から言って、天童は傑出した存在だったのである。

四 密雲の後継候補

天童寺の住持の清初における全体的な流れは以上の通りであるが、では具体的にどのようなようにして後継の住持が選定されたのであろうか。次に密雲円悟の遷化直後、その法嗣の間で、どのような方法・基準で後継者が決められたかを見てみたい。これを通して、明末当時の五山における住持選定の在り方を垣間見ることができよう。

宋末から元朝・明初においては、天童寺に限らず官利は、官吏や僧官の主導で後住が決められていたが、明代中葉の仏教衰退に伴って、その形式も崩れ、住持の選定方法もかなり変質していったと考えられる。具体的にはその寺に關係した僧侶主導で後住の選出が行われたらしく、多くの寺院が一流相承の徒弟院となった事実からも知られるように、おおむね法系が繋がっている僧侶の中から決められていた。ただ、法嗣間の派閥争いなどもあり、天童寺の場合、

兄弟弟子の間で必ずしも円滑に後継者が決定されたわけではなかった。

密雲が遷化したのは、明朝最末期、毅宗の崇禎十五年（一六四二）七月七日のことであり、天童寺の後任の住持として法嗣の一人である木便道念が決まったのは同じ年の冬のことであった。「冬」とだけあって、何月何日と分らないのは、その決定の経緯が複雑だったからである。

その経緯については、費隱通容が崇禎十六年二月十四日に撰述した「説木陳欺天童老和尚」（『費隱禪師別集』卷一五 i a ~ 11 a）を資料として、以前、拙稿で言及したことがあるが、その後、後継問題に関わった当事者の一人である牧雲通門の『四悉書』卷一四に「定天童繼席書 壬午（崇禎十五年・一六四五）冬。前後八首」という、後継選定をめぐる一連の書簡が存することが分かった。これを費隱の資料と併せ見ることによって、事の経緯を知ることができさる。

具体的な展開を見る前に、密雲が遷化した崇禎十五年七月の時点で、天童の後継者となりうる密雲の法嗣、十二人がどのような状況にあったかを示せば、次の通りである。

- ① 五峰如学（崇禎六年（一六三三）に既に遷化。
- ② 漢月法蔵（崇禎八年（一六三五）に既に遷化。
- ③ 破山海明（四川の寺院に住持。⁸）
- ④ 費隱通容（金粟山広慧禪寺に住持。⁹）
- ⑤ 石車通乘（崇禎十一年（一六三八）に既に遷化。
- ⑥ 朝宗通忍（広東の曹溪南華禪寺にいたと思われるが、密雲と不仲であった。¹⁰）
- ⑦ 万如通微（福建の曹山上生禪寺に住持していた。¹¹）

⑧ 木陳道忞 出世前。江西の廬山にいたと思われる。¹²⁾

⑨ 石奇通雲 台州（浙江省台州府臨海県）の靈鷲禪寺に住持していた。¹³⁾

⑩ 牧雲通門 嘉興（浙江省嘉興府嘉禾）の古南禪院に住持していた。¹⁴⁾

⑪ 浮石通賢 嘉興の青蓮寺に入寺して以後のことであるが、牧雲の書簡（第二書）に拠れば、当時、住持していなかったとされるから、青蓮を退院して、特定の寺院に住持していなかったたのであろう。¹⁵⁾

⑫ 林野通奇 正式の入寺は翌年だが、崇禎十五年（一六四二）の秋に、既に台州の通玄を任されていた。¹⁶⁾

①②⑤の五峰・漢月・石車の三人は、この時点ですでに遷化していたから、候補から外れる。残り九人のうち、③の破山海明は故郷である遠隔の四川省で教線を張っており、早急に呼び戻すのは難しい状況であった。天童の近隣に住持して大きな力を持っていたのは、④の費隱通容である。費隱は、密雲が死ぬ四年前の崇禎十一年（一六三八）に、かつて密雲が棒喝禪を挙揚していた金粟山広慧禪寺（浙江省嘉興府海塩県）に住持として入っており、棒喝禪の後継者として既に広く知られていた。⑥の朝宗通忍は、密雲や費隱と齟齬を来していた上に、遠く広東におり、埒外であった。⑦の万如通徹も福建の寺に住職したばかりであり、翌年四月には密雲初住の寺である名利、江蘇省常州府荆溪の龍池山禹門禪寺に入っているから、天童の後継争いに加わるつもりは無かったものと思われる。

そこで、④の費隱通容と、⑧の木陳道忞以下の⑫林野通奇までの六人の法嗣が、天童の後継をめぐって虚々実々の駆け引きを行うことになる。

結果的から言えば、⑧の木陳道忞が後継になるが、その裏には⑩の牧雲通門の画策があり、⑨の石奇通雲や天童寺の旧随である南源たちの賛同援護があつて実現したことが、知られる。

では、牧雲の八通の書簡および前記費隱の書簡によつて、時系列で流れを見ていけば、次の様になる。¹⁷⁾

五 密雲の後継争いの経緯

(一) 牧雲の書簡に見える経緯

密雲円悟は、崇禎十五年七月、天童寺ではなく、天台の通玄寺で遷化する。そもそも密雲が祖塔の修復が問題化した天童を出たのは三年前の崇禎十二年のことで、それ以後、天童は住持不在の状態が続いていたが、密雲の天童帰還を求める声が強く、後継者は選ばれなままであった。ところが、崇禎十五年七月に密雲が通玄寺で遷化したため、後継住持を選ぶ必要性が生じた。

そこで、同年の冬十月、天童の耆旧から寺の衆僧の意向を伝える手紙が、密雲の法嗣たちに出された。その内容は、同年十一月十六日、密雲の初度(誕生日)に天童に集合してもらい、卜占(タジ引き)によって公正に法嗣の中から住持を決定したいというものであった(牧1:5b)。従来、密雲は寺院の後継者を決めるに当たって、韋駄天伽藍や護法龍天の前で卜占によって決めていたとされ(費・7a)、現に、密雲が遷化した通玄寺の後住は、費隠の主導により、崇禎十五年の秋に、卜占によって法嗣の一人である林野通奇に決められていた(費・9a)。これは、元朝に行われていた五山十刹の後継者選定の方法をそのまま用いたものと思われる⁽¹⁸⁾。

ところが、単に卜占するだけで決定しては、遠隔地の法嗣が選ばれた場合、すぐに来られないなどの不都合が生じる可能性もあり、三年を一期として法嗣の間で「輪住」、輪番で住持してはどうかという意見が出ることになる(牧2)。その場合、嗣法の順序から言えば破山海明が一番上であったが、表面的な理由として、四川という遠距離の地に在って困難が伴うので、天童に近い金粟にいた二番目の費隠通容に依頼しようということになったらしい。また、後住決

定の時期についても、天童の耆旧たちの中に、当初から密雲の初度ではなく、年明けの二月十四日（費・1a）の入塔（納骨）の時に決定するよう提言する者もいた（牧2・6b）。それは天童の耆旧の一人である南源という僧侶であり、費隱の言に拠れば、南源はもともと密雲のもとで天童の維那をしていた人物で、後に木陳が天童の住持になった際に監院に就任している（費・3a）。

この「輪住」の議約（取り決め）の案を直接、一番手の候補である費隱通容に伝えて受諾してもらうため、当時、天童に在った木陳道忞・石奇通雲の二人の法嗣や耆旧たちは、金粟に向かうが、その途中、先ず十月二十五日に、嘉禾の古南禅院に牧雲を訪ねて、「輪住」の議約について説明を行なう（牧7・11b）。そして翌二十六日、金粟に向けて出立するが、卜占を強固に主張していた費隱の返答は聞くまでもなく明らかであり（費・7a）、費隱が「輪住」を断った事実は、木陳から牧雲に宛てられた返書からも窺える（牧3・8a）。

その結果を見越していた牧雲は、二十七日早朝に三通の手紙をしたため、金粟に到着していた天童の耆旧（牧2）および木陳（牧3）・石奇（牧4）宛てに送る。

牧雲は耆旧に宛てた書簡の中で、卜占そのものは「道理」として「大公」であるが、四川の破山海明や広東の朝宗通忍など遠方の法嗣は、すぐに転住できないから天童がさびれてしまうとして反対する（牧2・6b）。また「輪住」についても、有徳の師であれば三年に限るべきではないし（7b）、また密雲門下限定した「輪住」は、昔、天童寺の住持として曹洞宗の宏智正覚の後に臨済宗の応菴曇華が入っており、明確な一派独占だと非難を呼ぶ危険性があるとして反対し（8a）、自ら次善の策を提言する。その策とは、法嗣の中でまだ出世開堂していない人物を天童に入れてはどうかというものであった。生存している九人の法嗣のうち、当時住持していないのは木陳道忞と浮石通賢の二人であったが、牧雲は、当時、天童に来ていた木陳の方が嗣法も先であるし適任だとし、耆旧に木陳を後任として推すよう勧めている（7a）。

同時に木陳宛の書簡の中では、推挙を受けたならば、辞退してはならないと述べ(8a)、更に石奇宛の書簡では、耆旧に宛てた書簡を費隱に見せて、木陳を後董に据えるという案について費隱に決裁を仰ぐよう依頼している。

石奇通雲は、嗣法の順序から言えば、木陳と牧雲の間に在り、木陳の師弟、牧雲の師兄に当たると見られる。三人の中では、木陳が一番上位であった。彼はその直前に、牧雲の依頼で天童寺で結冬し、翌年春の解制まで衆僧の指導に当たっていた(牧4.8b)。その石奇は、牧雲からの依頼を受け入れず、牧雲に対し、自ら出向いて直接相談すべきだといふ内容の返書を送っている(牧4.9a)。

その後、牧雲は石奇に対し、立て続けに二通の書簡(牧5, 6)を送り、自らの真意は「法門の大義」(牧6.10b)を行うことだと縷々道理を述べて、木陳がすぐに天童に住持できるよう助力を請い、更に耆旧の南源に書簡を出し(牧7)、もし木陳が初めての住持に不安を覚えているようなら、密雲入塔の時まで、禪堂の指導は引き続き石奇に任せ、院内の雑務は南源が肩代わりするよう懇願している。

そして、木陳本人に対して、重ねて住持を促す書簡を送り(牧8)、心配ならば自分の書簡を公刊して、その正当性を示すことを約束している。

こうして木陳は密雲の入塔の二月を待たず、前年の崇禎十五年のうちに天童の住持を受けることになる(『天童弘覺恣禪師語録』巻一・11a)。ただ、この天童住持は、一門の承諾を得ずに行われたものであった。少なくとも費隱はこの事実を認めていなかった。

(二) 費隱の主張する経緯

崇禎十六年二月、かねてより準備されていた密雲の入塔の日を迎えることになる。連日の雨の中、六千余人の法嗣

同門が集まり、密雲の法弟に当たる雪嶠円信が起龕封塔の導師を勤めるが、位牌を祖堂に納める入祖堂の儀式に当たって、木陳が勝手に位牌を抱えて南面して開示の語を説き、「山僧」と称して天童の住持を名乗ったため、費隱の逆鱗に触れ、この行事が終わった直後、費隱は四千字に及ぶ書状を出し（『説木陳欺天童老和尚』、『費隱禪師別集』卷一五・1 a~11 a）、木陳を「真の小人、公正の衲僧に非ず」（10 a）と罵倒し、後住選定をめぐる一連の経緯について詳述することになる。その内容を簡単に言えば、木陳はもともと天童の住持を狙っていたのに、それを知らない牧雲が、木陳を祭り上げることによって自分自身がその後釜に入ることを狙い、あれこれ画策して、結局、木陳の思う壺にはまってしまうたというのである。

崇禎十二年、山隣との揉め事が起こり、密雲が天童を出た直後、費隱の言に捩れば、当時天童にいた木陳は、その機に乗じて計略をめぐらし後住に入ろうとしたが、それが密雲の耳に入って果たせず、木陳は天童を出て密雲の悪口を言いふらし、付与されていた私子も返還しようとしていたされる。それを取りなしたのが費隱だという（費・7 b~8 a）。そして密雲が遷化すると、木陳は再び天童に入り込み、再び住持の座を狙ったが、卜占では罰が当たって自分に回つてこないと考えて、名徳を推挙するふりをし、門下で費隱の評価が高かったので、やむを得ず金粟に拝請に赴いた（8 a~b）。しかし、費隱はこの拝請が木陳の本心ではなく、自分が後住を受けることによって、以後、木陳が天童の後任人事を握る可能性があり、禍根を残すことを憂えてこれを断つた。

一方、牧雲も天童の後住を狙っていたが、その前年から費隱を後に押す声があるのを聞いていたので、「費隱は天童の住持を狙っている」と逆に讒言を流して人々に疑念を懐かせ、費隱が後住を受けられないようにした（8 b）。更に牧雲は、木陳が費隱に後住を依頼しないよう次々に七通の書簡（牧2~7）を連発し、木陳に後を継ぐよう勧める。しかし、これは木陳が費隱を後住に拝請することによって自らが後釜を狙ったのと同様、牧雲が木陳の後釜を狙った挙であり、木陳は喜んでその罠にはまって住持になってしまったのだと断じている（費・9 a）。

費隱の木陳・牧雲に対する批判は、行き過ぎとも思える罵詈雑言に満ちており、木陳が退山した順治三年（一六四六）に住持として天童に入ったのが費隱であったことを考え合わせるならば、費隱自らが後住を願っていたのではないかという疑念をいだかせる。牧雲にしても、順治九年（一六五二）に天童の住持となっており、費隱から木陳と同じ穴の貉と批判されても仕方がないであろう。とはいえ、筋道の論義として木陳の後住を主張していた牧雲も、後に木陳の「代付（密雲に代わっての付法）」の事実が明らかになると、費隱同様、「与木陳和尚論法門不妄付授書（木陳和尚に与えて法門妄りに付授せざるを論ずるの書）」（『四悉書』卷一四・12b、14a）を出して木陳批判に回っており、少なくとも密雲門下として木陳が許容しがたい存在であることは費隱・牧雲の共通認識となる。木陳のその後の変節を見るにつけ、費隱の発言に、信憑性があると考えの方が妥当だと考えられる。

結び

ともあれ、天童寺の後継選定をめぐることは、密雲遷化直後から、さまざまな思惑による噂が飛び交い、法嗣同士で互いに腹の探り合いが行われ、激しい対立を経て決定がなされたのである。天童寺の住持の当時における価値の高さを如実に示すものであろうし、官吏主導に抛らない住持選定が如何に難しいかを知ることができる。五山十刹を合めて多くの寺院が徒弟院化した明末期における住持選定が、程度の差こそあれ一門の派閥争いの様相を呈したのである。うことは、天童の事例からも十分に窺い知ることができるのである。

註

- (1) 明末清初に五山および五山之上に住持した具体的な禅僧名については、長谷部幽蹊『明清仏教史研究序説』(新文豊出版・民国六八年)所載「山名寺名索引」の「所住者」の欄に拠って、ある程度知ることができ。拙著『元代禅宗史研究』(p.282-283)参照。
- (2) 浙江省嘉興府海塩県にあった金粟山広慧禅寺については、順治十四年(一六五七)までのことを記した稿本『金粟寺志』の巻上部分が残されており(『中国仏志叢刊』第七九冊・江蘇広陵古籍刻印社、影印)、明末清初における歴代住持が明記されているため、①密雲円悟・②石車通乘・③費隱通容・④百癡行元・⑤孤雲行鑒が順次入院したことが知られる。①密雲は『密雲禅師年譜』(26b-36b)に拠れば、天啓四年(一六二四)五月から崇禎三年(一六三〇)正月までの六年間住持し、千人以上の修行僧を集めるが、同年三月、福建の黄檗山万福寺に入院し、同年十月に再び金粟に戻り、翌崇禎四年(一六三一)二月には阿育王に入院、その僅か二ヶ月後の四月には天童に入院している。その後、五月に一旦、金粟に戻るが、八月には天童に還っており、これ以後、密雲の活躍の舞台は天童寺となる。密雲の後董となった②石車は密雲の法嗣であるが、崇禎五年(一六三二)二月に金粟に入院し、遷化する崇禎十一年(一六三八)春まで、やはり六年間住持している(『金粟寺志』石車乘禅師・21a-b)。③費隱も密雲の法嗣であり、崇禎十一年七月に入院し(『費隱禅師語録』巻二・16a-b)、順治三年(一六四六)夏まで(同前・巻四・10a)、八年間住持している。その後、一年以上、間が空くが、費隱の法嗣である④百癡が、順治五年(一六四八)四月に入院し、足かけ六年間、住持する(『金粟寺志』百癡元禅師・62b-63a、『宗統編年』巻三二・Z147-243d)。そして、その後を継いだのは、百癡と同じく費隱の法嗣である⑤孤雲であり、順治十年(一六五三)十月に入院する(『金粟寺志』孤雲鑒禅師・27b-28a)。その後については『金粟寺志』には記載がないが、順治十八年(一六六一)、孤雲が遷化したため、継起弘儲(漢月の法嗣)が金粟に住持し(『布水臺集』巻二五・告寂音尊者文・5b、『宗統編年』巻三二・Z147-247d)、康熙四年(一六六五)には天岸本昇(木陳の法嗣)が住持し(『宗統編年』巻三二・Z147-248d)、康熙二十八年(一六八九)には石庵行瑄(費隱の法嗣)が住持したとされる(同前・255b)。また、長谷部幽蹊『明清仏教史研究序説』(新文豊出版・

民国六八年) 所載「山名寺名索引」の「金粟寺」条 (p.295~296) に拠れば、この他に、金粟に住持した禅僧として、息乾元(石車の法嗣)・諦輝略(漢月の法孫)・独懶一(木陳の法孫)・済生元度(木陳の法孫)・禹門宗(林野通奇の法孫)・慧海源濟(同前)・悟心達(同前)・道三本(同前)と十一人の名前を挙げるが、何れも密雲の法系である。

- (3) 浙江省台州府天台県にあった通玄禅寺については、まとまった寺志も無く、歴代住持を正確に知ることはできないが、少なくとも密雲の後に、法嗣の林野通奇が、後住として崇禎十六年(一六四三)四月に開堂し(『林野奇禅師語録』卷一・住浙江台州府天台山通玄禅寺語録・1a)、順治四年(一六四七)に東塔禅寺(浙江省嘉興府福城)に移るまでいたことが知られる。それ以後に住持として入った禅僧について、長谷部幽蹊『明清仏教史研究序説』(新文豊出版・民国六八年)所載「山名寺名索引」の「通玄寺」条(p.256)に挙げられている名前は、孤卓浚(淳石通賢の法嗣)、無礙徹(林野通奇の法嗣)、独朗行日(林野通奇の法嗣)、翼庵鄭(継起弘儲の法嗣)、偉南如(木陳道恣の法孫)、斯準衡(林野通奇の法孫)の六人であるが、何れも密雲の法系である。

- (4) 福建省福州府福清県の黄檗山万福禅寺については、『黄檗山寺志』八卷(民国十一年・一九二二、排印本)があり、その卷三「僧」に、「第一代住持開法密雲悟禅師」から「第四十四代了馨馥禅師」まで、歴代住持について詳細な説明が載せられている。密雲以後、天童に住持した禅僧の入院と退院の年次を示す資料は次の通りである。

- (1) 密雲円悟《入院》○崇禎四年、司理端伯黄、并檀越之垣徐公・有杞徐居士等請於四月三日入院。(『密雲禅師語録』卷三・8b)《退院(遷化)》○「崇禎十四年辛巳(一六四一)九月、嘗住務殿、衆益繁。師忌盈滿、乃因事出山。僧俗遮留不止。遂曳杖渡江、過紹興。(『密雲禅師年譜』51a~b)○辛巳、師有退居之志。曳杖出山、卒歲于山陰祁氏之密園。(『密雲禅師語録』卷一二付録・王谷撰「行狀」25b)○示寂於崇禎壬午(十五年・一六四二)七月初七日。(『密雲禅師語録』卷一二付録「全身塔銘」32a)
- (2) 木陳道恣《入院》○崇禎壬午(崇禎十五年・一六四二)冬、即天童堂上受請。(『天童弘覚恣禅師語録』卷一・1a)○順治三年、心喪畢、將有他山之行之。：詣郡庭、屬以費隱容兄、使請繼席焉。(『北遊集』卷三・4b~5a)○當丙戌之秋、因事徑拂衣去。(『布水臺集』卷七・5b)○順治丙戌、予亦

- 謝事天童矣。又五遷至吳興之道場山。〔布水臺集〕卷一・8b(9a)《退院》○丙戌孟秋、謝事〔天童〕。〔五燈會元續略〕卷八・Z138.510b) ○丙戌〔順治〕三年：秋、木陳忞和尚、退天童。〔宗統編年〕卷三二・Z147.242b)
- (3) 費隱通容《入院》○順治三年(一六四六)歲次丙戌八月十一日、師在金粟、受寧波府太守韋諱克振等、請住天童景德禪寺。十月十一日入院。〔費隱禪師語錄〕卷四・10a) ○三年丙戌：秋、四明韋郡守慈谿・時邑侯定海・朱邑侯、同郡縉紳及天童兩序、致書請師住天童。師固辭、衆哀懇不已、允之。：至甬東、十月十一日入院。：龍象圍繞千五百餘。〔福巖費隱容禪師紀年錄〕卷下・1b, 2a)《退院》○〔順治〕六年己丑(一六四九)：秋、師因徐氏毀塔造墳、欲為清理。徐許訟於官。師即曳杖渡江、竟抵亭亭直指菴。四明當道及鄉紳、合書敦請還山。師力辭之。〔福巖費隱容禪師紀年錄〕卷下・3b) ○順治六年九月初八日、請住超果寺開堂。於十月二十七日入院。〔費隱禪師語錄〕卷五・17b)
- (4) 林野通奇《入院》○己丑〔順治〕六年(一六四九)冬、寧紹台三郡當道諸紳、於棲真寺、請師住天童。：庚寅〔順治〕七年(一六五〇)五月初三日、入天童。〔林野奇禪師語錄〕附卷八後・曹勳撰「天童林野奇和尚行狀」・5a) ○既而天童虛席、明州當道士紳、公議掃師、復遷居太白。〔林野奇禪師語錄〕附卷八後・道忞撰「天童林野奇禪師塔銘」・10a) ○順治己丑(六年・一六四九)冬、受寧郡當道并諸鄉紳請住天童。〔林野奇禪師語錄〕卷三・住浙江嘉興府秀水果棲真禪寺語錄・4b) ○順治庚寅(七年・一六五〇)五月初三日入院。〔林野奇禪師語錄〕卷四・住寧波府天童山景德禪寺語錄・1a) cf. 辛卯〔順治〕八年、江浙大荒(大飢饉)、靈隱・天童諸大禪林、尽行散衆。〔宗統編年〕卷三一・Z147.244d) cf. 壬辰〔順治〕九年、六月飛雪。赤地千里。〔宗統編年〕卷三一・Z147.245a)《退院(遷化)》○住二年、感微疾。：端坐而逝。〔林野奇禪師語錄〕附卷八後・道忞撰「天童林野奇禪師塔銘」・10b) cf. 壬辰〔順治〕九年(一六五二)三月廿九日也。：／：全身塔於太白玲瓏岩新菴之左。〔林野奇禪師語錄〕附卷八後・曹勳撰「天童林野奇和尚行狀」・6b, 7a)
- (5) 牧雲通門《入院》○壬辰〔順治〕九年、：冬、古南門和尚、補住天童。〔宗統編年〕卷三二・Z147.245a) ○壬辰〔順治〕九年(一六五二)延主天童。〔天童寺志〕卷三・55a) ○壬辰、延主天童。〔新統高僧傳四集〕卷第九・12b, p. 384) ○余自壬辰入太白。〔嬾齋別集〕卷二・嬾齋印跋・21b)《退院》○甲午〔順治〕十一年、

- 一六五四) 秋、余謝太白事。(『懶齋別集』卷一四・天童時之餘・「題甬東錢聖月婦來閣有序五首」21 b)
- (6) 浮石通賢《入院》○甲午(順治十一年・一六五四) 牧雲禪師天童謝事。延師住持。丁酉(順治十四年・一六五七) 遷嘉禾棲真。(『天童寺志』卷三・56 a)
- 《退院》○甲午、牧雲謝事天童、延賢住持。丁酉、遷嘉禾棲真。(『新統高僧傳四集』卷第二・2 b、p.734)
- (7) 木陳道忞【再住】《入院》○「順治十四年丁酉」木陳忞和尚、再住天童。(『宗統編年』卷三二・Z 147・246 b) 《退院》○「百城集」の順治十四年から十八年までの文章に付された撰述場所の題記に「天童」とある。cf. 丁酉(順治)十四年、; 冬十月、海会憨璞聰和尚、結制万善殿。(『宗統編年』卷三二・Z 147・246 b) 順治十五年の間違ひ。
- 【憨璞語録】の跋参照。cf. 己亥(順治)十六年、; 冬十月十五日、天童忞和尚、奉旨開堂。(『宗統編年』卷三二・Z 147・247 b)
- (8) 遠菴本體《入院》○順治辛丑(十八年・一六六一) 夏六月、師從神鼎入觀天童。適當山和尚退休西巖。藩侯田護法泊闔郡紳士、輓師繼席。于七月初二日、受請主院事。(『遠菴屢禪師語録』卷四・住明州天童弘法禪寺語録、C 146・1 a) 《退院》○遷主天童凡十二載、移蛟川之瑞巖。(『新統高僧傳四集』卷六三・4 b、p.1812) ○主天童凡十二。(『天童寺志』卷三・57 a) cf. 康熙九年四月受請、於十一年三月入院。(『遠菴屢禪師語録』卷七・住明州瑞巖開善禪寺語録・1 a)
- (9) 山曉本哲《入院》壬子(康熙十一年・一六七二) 住天童。(『天童寺志』卷三・58 a、b) 《退院(遷化)》康熙壬子、拳住天童。; 勤劬十載、屢思退休、而衆志固留、復力任五稔、以弟子元靜代席。康熙丙寅(二十五年・一六八六) 仲冬示寂。(『新統高僧傳四集』卷第九・11 a、p.381)
- (10) 柏堂超靜《入院・退院》因哲養病、中峰郡守萊嵩李煦延靜代座說法。靜律已臨衆、惟一巖厲、禪規整肅、海內嚮風。; 哲寂後守龕一載、因抱疴、欲謝去。李守又延同參元盛理院事。靜得息肩、不旬日怡然而化。(『新統高僧傳四集』卷九・11 b、12 a)
- (11) 慰弘元盛《入院・退院》及繼席柏堂、辛勞八載。(『新統高僧傳四集』卷第九・12 a、p.383)
- (12) 天嶽本昼《入院・退院》康熙丙子(三十五年・一六九六) 延居天童、年已七十六矣。; 乙酉(康熙四十四年・一七〇五) 春、構「歸來菴」退休。命門人偉載乘主院事。(『天童寺志』卷三・59 b、60 a、【新統高僧傳四集】卷三二・111・80 a、p.746)
- (13) 偉載 乘《入院・退院》(12)の資料参照。

(6) 黄檗山万福禅寺(福建省福州府福清县)の歴代住持は密雲以下、次の法系図の通りである。黄檗については、密雲門下というより、費隠一派の徒弟院となっていた事実が見て取れる。



(7) 「費隠通容の臨濟禪とその挫折—木陳道忞との対立を巡って—」(『禅学研究』第六四号・一九八五、p.58)

(8) 破山は、崇禎二年(一六二九)に東塔広福禅寺(浙江省嘉興府)に出世住持するが、崇禎六年(一六三三)に故郷である四川に戻り、万峰太平禅寺を始め諸刹で接化を行なう(『破山禅師年譜』崇禎六年癸酉条・10b)。崇禎十五年は春の解制までは瀘州(四川省)江安县蟠龍禅寺(四川省瀘州江安县)にいて(『破山禅師年譜』崇禎十五年条・14b)、その後、何月かは不明だが同年中に大寧禅寺(四川省夔州府開县)に住持している(同前・15a)。何れにしても四川に在った。

(9) 費隠は、崇禎六年(一六三三)に福建の黄檗山

(10) 万福禅寺に出世開堂(『費隠禅師語録』卷一・1a)、崇禎十年(一六三七)に一旦、法通寺(浙江省温州府永嘉县)の住持となり(同前・卷二・7a)、翌崇禎十一年(一六三八)に石車通乘の後を受けて金粟山広慧禅寺(浙江省嘉興府海塩县)に入院(同前・卷二・16a)。順治三年(一六四六)まで金粟に住持していた。

朝宗は、崇禎六年(一六三三)に金陵の祇陀林に出世開堂し(『朝宗禅師語録』卷一・1a)、同八年(一六三五)には新安の石耳山(卷一・住新安(浙江省衢州府)石耳山語録・10a)、十一年(一六三八)には海塩の靈祐禅寺(卷一・住海塩(浙江省嘉興府海塩县)靈祐禅寺語録・13a)、十二年(一六三九)には福州の靈石禅院(卷一・住福州靈石禅院語録・20b~21a)と莆田の曹山上生禅寺(卷一・住莆田(福建省興化府莆田县)曹山上生禅寺語録・24a)、金陵天隆寺を挟んで十四年(一六四一)には韶州の曹溪南華禅寺(卷二・住韶州(広東省韶州府曲江县)曹溪南華禅寺語録・8a)に入り、十六年(一六四三)に虔州の宝華禅寺に入院しているから(卷二・住虔州(江西省贛州府)龔公山宝華禅寺語録・28a)、恐らく広東にいた

ものと思われる。ただ、距離の遠近に関わらず、当時、朝宗は密雲の後継者として選ばれる可能性は無かった。『密雲禪師年譜』に拠れば、「(崇禎十三年庚辰(一六四〇))夏六月、見朝宗忍録、有与禪者論臨濟玄要語、多違従上綱宗。与書規正之万言、名『判朝宗説』。秋九月、朝宗不自悛革、執牴前説如故。乃親抵秣陵(江蘇省江寧県の東)面鞠之。十月、至石頭城、忍避匿不出。一時諸嘗問道者、如方侍御孩末・京兆二無・錢太嘗元冲・趙屯田二瞻・阮給諫元海、咸驚喜出非意。留齋三日、離都還山。故有『復判朝宗書』出焉(49a~b)と、密雲は崇禎十三年に朝宗の論を批判した『判朝宗説』および『復判朝宗書』を出したとされ、また費隱通容も同年に朝宗を批判した『金粟闢謬』三卷(費隱禪師別集)所収)、および崇禎十七年の『規謬見長老書』一卷(同前)、順治六年の『再規謬見長老』一卷(同前)がある。費隱によれば、「我先師(≡密雲)在日、見伊如此謬見穿鑿、埋没従上正法眼藏、遂有『判説』及『二判』、刻行于世、令人人知其謬見。且躬到金陵、追回従前所付私子。因渠逃竄無踪、痛叱而還。此係天下人所共知者。過三年、先師示寂。朝公還不改悛、猶欺凌死亡、作『自白語』、大本刻出。

其不經之談、不能備拳」(『費隱禪師別集』卷七・規謬見長老・5b)と、密雲は朝宗に付与した私子を取り上げようとしたとされ、また朝宗は死ぬまで自説を変えなかったとされる。ただ、法嗣としての名前を実際に外されたわけではないので、資格は有していた。

(11) 万如は、崇禎十四年(一六四二)に如如禪院に出世開堂し(『万如禪師語録』卷一・住浙江嘉興府如如禪院語録・1a)、翌年、密雲が遷化する直前の崇禎十五年(一六四二)四月に福建の曹山上生禪寺に入院(『万如禪師語録』卷二・住福建興化府曹山上生禪寺語録・1a)、更に翌十六年(一六四三)四月には密雲の師である幻有正伝が住していた寺であり、また密雲初住の寺でもある荆溪の龍池山禹門禪寺に入っている(『万如禪師語録』卷三・住荆溪(江蘇省常州府)龍池山禹門禪寺語録・1a)。

(12) 木陳の詩文集である『布水台集』の記事に拠れば、「辛巳(崇禎十四年・一六四二)仲夏、予自錢唐歸隱匡廬。山居無事、因爲汗漫之遊」(『布水臺集』卷一・12b)、「辛巳、隱匡廬」(『布水臺集』卷三・16a)、「辛巳之冬、予自布臺訪公(≡蘆林遠公)」(『布水臺集』卷二・11a)とあり、前年の崇禎十四年には明らかに蘆山に

いたことが知られる。同じく木陳の詩文集である『百城集』には、それぞれの詩文を撰述した年次が記されているが、「崇禎十五年 匡山作」とされるものとして、「春朝喜攀玉孫居士見訪出登廬山歌飄然有出塵之志別後復寄廬陵殘雪圖次韻速之」(『百城集』卷二・7a~b)、「用前韻招攀玉孫陽江」(卷一・7b~8a)、「送愚拙二禪人之雲間」(卷一・8a~b)の三篇があり、この年の冬に木陳は天童寺に住持しているから、夏以前は、まだ廬山にいた可能性が高い。

- (13) 石奇は、崇禎十四年(一六四一)八月に台州靈鷲禪寺に出世開堂し(『雪竇石奇禪師語録』卷一・住台州(浙江省台州府臨海縣)靈鷲禪寺語録・1a)、同十六年(一六四三)冬には台州の景星巖淨居禪寺にいたことが知られる(卷一・住天台(浙江省台州府天台縣)景星巖淨居禪寺語録・9b)。翌年冬、その景星巖において雪竇の請を受け、弘光元年(一六四四)に明州の雪竇山資聖禪寺に入院開堂している(卷二・住明州(浙江省寧波府)雪竇山資聖禪寺語録・1a)。

- (14) 崇禎十三年(一六四〇)冬に嘉興の古南禪院に入院(『牧雲和尚語録』卷二〇・行実・1a)、崇禎十七年春に一旦辞去するまでここに在った

(『懶齋別集』卷一一・古南時之餘二折廬・池上來三十五首有序・11a)。

- (15) 浮石は、崇禎十二年(一六三九)に嘉興府平湖の青蓮寺に入寺し(『浮石禪師語録』卷一・嘉興府(浙江省)平湖県青蓮寺語録・1a)、その後、蘇州府(江蘇省)吳江報恩禪寺・揚州府(江蘇省)海門三仙広慧禪寺・嘉興府(浙江省)東塔禪寺・寧波府(浙江省)天童景德禪寺・秀州(浙江省嘉興府)棲真寺・常州府(江蘇省)宜興善權寺語録・蘇州府(江蘇省)常熟福城禪寺に住持したとされるが、順治十一年から十四年に住した天童を除いては、住持した年次が不明である。また、「蘇州府(江蘇省)吳江報恩禪寺語録」の中に、「師六旬寿誕、洪行上座請上堂」(『浮石禪師語録』卷二・16b)六十歳、順治十五年・一六五八)という一段があるが、浮石が六十歳になったのは順治十五年(一六五八)であるから、天童に住持した後のこととなる。よって、「語録」の上堂に並べられた寺の順序も、年次順ではない可能性がある。ともあれ、崇禎十五年当時は、寺を出て行脚または隠棲していたのであろう。

- (16) 林野は、崇禎十六年(一六四三)四月に台州通玄禪寺で開堂しており(『林野奇禪師語録』卷

- 一・住浙江台州府天台山通玄禪寺語録・1a)、
 『宗統編年』も「癸未〔崇禎〕十六年…林野奇和尚、繼住通玄」(卷三一・Z147・241a)とする。ただ、「天童林野奇和尚行狀」(『語録』卷八附録)に拠れば、「壬午〔崇禎十五年〕秋、聞悟訃音、奔赴通玄、衆推結席、枚卜龕前、及師者三、義不容却、乃居方丈」(4a)後述するように、崇禎十五年(一六四二)冬に出された牧雲の「止輪住之議、請推木陳和尚主天童書」には、「林兄主通玄、又爲繼和尚之席矣」(「四悉書」卷一四・6b~7a)とあり、まだ開堂していないものの、密雲が遷化した通玄の後董として、既に寺を任されていたことが知られる。
- (17) 以下、典拠とした各書簡と略記は次の通り。『費隱禪師別集』は駒澤大学図書館所蔵であり、閲覧が可能であるが、北京図書館の『四悉書』は閲覧が難しいので、論末に原文を付載した。
- 〔牧雲〕定天童繼席書壬午冬前後八首
- 1 復天童勤旧議公卜住持書 附來書(「四悉書」卷一四・5b~6a) 〓牧1
 - 2 止輪住之議推木陳和尚主天童書 時山中諸師出請金粟(同前・6a~8a) 〓牧2
 - 3 与木陳和尚書 附復書(同前・8a~b) 〓牧3

- 4 与石奇和尚書 附來書(同前・8b~9a) 〓牧4
 - 5 又復石奇和尚書(同前・9a) 〓牧5
 - 6 又与石奇和尚推定木陳和尚主天童書(同前・9a~11a) 〓牧6
 - 7 与南源師請公推木陳和尚主天童書(同前・11a~12a) 〓牧7
 - 8 觀請木陳和尚主天童書(同前・11a~12b) 〓牧8
- 〔費隱〕說木陳欺天童老和尚(「費隱禪師別集」卷一五・1a~11a) 〓費
- その他、牧雲通門と木陳道忞との関係を示す牧雲側の資料に、次の十三点が存する。
- (a) 与木陳和尚論法門不妄付授書(「四悉書」卷一四・12b~14a)
 - (b) 与木陳和尚論弘法宜遵先式書 丙申(順治十三年)(同前・18a~20b)
 - (c) 又復木陳和尚修海印道場書(同前・20b~21b)《本文》四六七字
 - (d) 寄天童木陳和尚(木陳天童初住の時)(「嬾斎別集」卷四・書啓・10b~11a)
 - (e) 簡能仁木陳和尚(順治六年~七年頃)(「嬾斎別集」卷四・書啓・29b)
 - (f) 復広潤木陳和尚(順治五年~六年頃)(「嬾

- (g) 齋別集』卷四・書啓・30b~31a)
 復道峰木陳和尚(順治八年頃)〔嬾齋別集』
 卷五・書啓・5a~b)
 (h) 復天童木陳和尚(木陳天童初住の時)〔嬾
 齋別集』卷六・雜牘・8b~9a)
 (i) 与広潤木陳和尚(順治五年~六年頃)〔嬾
 齋別集』卷六・雜牘・19b)
 (j) 東木陳和尚(順治八年~九年頃)〔嬾齋別
 集』卷六・雜牘・23a)
 (k) 与天童木陳和尚書(天童再住の時)〔嬾齋
 後集』卷二・24a~b)
 (l) 復天童木陳和尚(天童再住の時)〔嬾齋後
 集』卷二・27b)
 (m) 天童木和尚送被東謝二首(天童再住の時)
 〔嬾齋別集』卷八・偈・18a~b)
 (18) 拙著『元代禪宗史研究』(p186~187) 参照。

【付録】「定天童繼席書壬午冬前後八首」

(北京図書館所蔵「牧雲和尚四悉書」卷一四所収)

* 資料抄写の際の誤字が存する可能性があり、
 疑わしい箇所は()で訂正を加えた。

《第一書》復天童勤奮、議公卜住持 附來書

來書 一一八字 本文 一一二字

先和尚住持天童、凡十有二載。去歲出山、迄今示寂通
 玄、當二秋之交。法鼓不鳴者、蓋一年有奇矣。某等切
 思、山門不可久曠無主。公同合山大衆僉議。惟茲十一
 月十六日、爲和尚初度之辰。秉天地至公無私之道、戴
 頂佛祖龍天與和尚常寂光土之靈、於付法諸兄、卜定一
 人、爲叢林主。伏望飛錫儼臨茲會。/(6a)

不肖歸禾、苦牙疼。伏枕、承諸兄頒翰。當茲月十六日、
 對越先師和尚于常寂光中、公卜山中住持。時哉、時哉。
 正其宜矣。念不肖出山未幾、未能即赴同爲九頓。然諸
 兄所舉、蓋秉至公、即在蜀在廣、猶在山也。似不必不
 肖病軀證明、亦不必不肖病軀入卜。特在知愛、敢此曲
 陳病怠之愆。伏乞原恕。

*

《第二書》止輪住之議、請推木陳和尚主天童書 時山

中諸師出請金粟

本文・七三三三三

昨小舟獨返、有失追陪。病軀殊不自安。倦而伏枕。味
 所立尊議、乃知天下之理、言之非難、惟臨於事爲難。

(6b) 耳。何也。如南源兄議，入塔時定卜，其言甚公。莫可撼搖。然有慮。其時紛紛衆散而叢林卒冷。自得公翰，於先師生辰定卜，斯爲美矣。又有慮。卜在川廣，彼一時必不能至，而叢林荒落。勢又必不能久待。此非所謂「於理最爲公，而事乃不能相應」。於是見持理臨事之爲難也。弟則熟思之，既卜於入塔，卜於生辰，理雖大公，而不能濟於近事，則當秉至公之心，再思其次焉。方今山中來書議，舉住持，既不擇於他宗別派，則承先師之囑者，現在九人而已。住院無論大小，曾於人天前開法者，去其六。林兄互通玄，又爲繼和尚之席／(7a) 矣。而同門未經龍天推出者，此黃巖木兄、平湖浮兄兩人。敘以法次，木兄爲長。今天童虛席，木兄現在山。舍之其誰邪。此弟在山時，已自籌之。必如是而後當然。未敢形諸臂吻者，一則有南源兄入塔定卜之議。一則有遠近咸卜之議。設早言之，衆必以弟爲非而沮。又默料前二議，理甚公，而事必不應。此其待二議之不行，則弟此議乃敢出，然后山中衆兄，或可采聽。非久默斯要也。今破兄在遠，現在此，費兄長，理當主。是議爲至公。木兄念千年之祖庭，從是議，爲至順。質之鬼神，無可疑者。合之人事，無不當者。若舍是議，「君／(7b) 子於其所不知，蓋闕如也」(《論語》「子路篇」)。何者，各已弘化一方，必欲其舍此就彼。同承先師致囑，默置而不請開法，豈同門之誼邪。要亦不願於先人平等付囑之念矣。惟諸兄裁之外(「處?」)，讀

議約時，毛骨凜然。守先人之業，而怠忽者，此誠爲嚴矣。然揆諸事情，諺曰，「謀事在人，成事在天」。古德云，「一味信前緣」。故後之主天童者，緣或久，未可以三年限也。緣或不久，斯能強之乎。又同門適化所及，亦本昔緣在南在北，或遠或近，不能齋也。設近者而三年不赴鳴鼓可也，遠之當奈何。先師初春至鄞，告諸檀護曰，「當護念天童道場爲祖席推有德」。乃／(8a) 公言猶在耳。今既不擇他宗別派，推諸同門。若曰輪住，似覺礙(?)口。又輪住必及法孫，則恐讓者謂「宏智覺之後，當無應菴祖之住持矣」。此亦弟之愚慮。諸兄倘以爲然，乞采擇焉。弟固病廢。忝於法門，而大有爲弗克任也。恐後不能承命。先此申布。

*

《第三書》與木陳和尚書 附復書

本文·五二字、復書·四〇字
荒院寂寥，龍象忽臨，內外失措。諒在垂宥。不以簡慢爲責。山中住持，據弟愚見，公而推之。吾兄自不得辭此任。已達諸兄，茲不贅述其事。時木陳和尚出在金粟。

忽忽過擾，殊爲愧疚。抵金粟，果不出兄所料。又成／(8b) 一番話。奈何同行既衆，不獲踵門。

辭謝爲罪。幸原之。

*

《第四書》與石奇和尚書 附來書

本文·一三一字、復書·七五字

前弟在山、請兄結制者、因其時不結制、大衆均有出山之意、一時走散、失叢林體、而塔上營作、亦無人應手故也。此雖一時之權、實亦不得已之事。今兄合在山以堂中事爲重。至解制、老人入塔、著草鞋他行、乃盡在山炤看安衆之念外。上山中諸兄書、乞轉達費兄、則天童之叢林安矣。然此議非費兄不能主。天下之理、當就於長者決耳。不盡。時石奇和尚亦在金粟。／(9a)

斯行非木兄主裁、則弟焉得擅爲之者。然二議不逃明鑒、果不叶所請。蒙來論甚當。恐木兄隨入山、而有旋出之行。必兄於月半前後、早早進山、同商之可也。在諸兄、無不唯唯。便中草復、百凡諒諒。

《第五書》又〔與石奇和尚書〕

本文・五五字

輪住議約、立義不甚盡善、恐四方明眼人簡點。故弟不得已而出愚意、正理昭昭。吾兄不必隱。或傳至山中、有以爲不然者。後事不必示教、可也。

《第六書》又與石奇和尚請推定木陳和尚主天童書

本文・七八八字

前觀山中所立議約、亦知事在難處。故有是輪〔論？〕。而弟／(9b)不敢從者、因慮前慮後、審理度事、有傷先師飄然拽杖之意。且自子而及孫、定招蛇蛇戀窟之議。若弟從而和之、則是父子祖孫、相仍住持、歷百年而未艾。即使家聲不墜、叢林日隆、是將千百年來公天

下之天童爲己有。豈不見笑於大方之家。又昔應菴祖所呵蛇蛇戀窟者、蓋指一人一時之眷戀也。多人百年而眷戀於此、視從上之標格、自覺有難言者矣。然弟非謂推諸同門法脈爲不可。特未可遠爲之計、定爲死法、犯先德之所禁。故不得已竊獻鄙議、實公舉也。正欲我山中行事、至公至正、傳之將來、有光於先人耳。／(10a)

若弟自知其言不公、敢投諸兄之前乎。且諸兄出山、首輪金粟也。弟所議者、則黃巖也。若自反而不縮、又敢即於金粟、投此書乎。然弟逆料、吾兄見事糊塗、或不與衆共觀、則天童之主、無繇乎定。四方簡點、從是而興。故兄輩廿六發舟、弟廿七五更就牀頭秉燭、寫一書不滅。切囑吾兄勿隱、正欲人共見共聞也。何兄不原、乃爲隱過、不觀之於公所、又不聞諸費兄。推兄之意、不過以弟所議與兄所請相左、強爲回護。豈知弟之所議、有當爐不避、截舌乃不必回護者。而兄竟願以尋常體面、曲爲掩飾。殊不知、使弟正議不伸、反／(10b)害法門大義。又弟與兄書中、明明道破。此議非費兄莫能主、必聞之。蓋愚意雖獻鄙議、而不自主。必經費兄之長、然後定者。亦欲費兄於先師後事、出隻手、共推木兄也。今兄不使費兄聞、則兄之事也。事有緩急、其間更有何商量、有何別議、尚待弟入山乎。且弟前出山、山中或如南源兄議、平平靜靜、以俟入塔。雖臨時後人罔措、而目前無紛紛也。今也、生忌之下、聞之諸方矣。輪〔論？〕住之議、又播於人口矣。當此際而不定、則是取

笑於諸方也。抑亦見我山中之虛無人、舉事之多起倒矣。嗣炤來述、所以坐臥不安。復此馳達。此速／(11 a) 與南源諸兄、采弟所議、同詞敦請木兄主持。儻木兄有不允、而讓而出山、是在山中諸兄、把住要津、則事定矣。設若放過、再上黃巖、請殊費力矣。如此則弟明春踵席九頓爲賀。或兄與山中諸兄、不然弟議、或雖然、而不疾舉其事、任木兄行住、失此機會、則叢林居然無定主矣。即至入塔、弟又何能以一病軀、復與山中紛紛之事乎。其或叢林冷散、塔事不遇、四方責議、論名位、則金粟與兄、二首座在也。論法次、則諸長兄在也。恐即未及弟焉。

*

《第七書》與南源師、請公推木陳和尚主天童書

本文·二二九字

／(11 b) 前月廿五承諸兄遠來荒院、論以議約。弟初讀不勝踴躍。既而思之、其間立議、有不易遵。然則山中紛紛、何時而定其主乎。因不揣居諸兄之末、遂出鄙議、作書寄至金粟、奉聞諸兄、推黃巖木兄爲主。諸兄還山、其書必聞於吾兄、而悉其事矣。今復此切怛者、蓋爲山中始終之事、皆吾兄本念欲全美者。天童無定主、恐兄即至來春、亦不能忽然過寶慶。何不及時一定。木兄則山中山外、心俱安矣。或木兄初主慮事煩、奇兄仍炤堂中事、吾兄仍炤院中事。至於解制入塔。此則二兄盡心於先師、非謂盡心於木兄。即謂盡心於／(12 a)

木兄、所謂「一佛出世、千佛助揚。互爲主賓、理所不礙」者。幸從是舉、惠我好音。

*

《第八書》勸木陳和尚主天童書

本文·二九〇字

弟籌山中事、不遑暇食。然以法次、據公而推。必吾兄爲主、則名正言順。吾兄自不得別有推托。設別有推托、徒見紛紛、即至入塔、靡所底止。但覺先師和尚赫赫於世、沒後無一人可以鎮定叢林、是可恥也。且今古世間息邪說、扶正化、惟一理之所在。衆雖勝天、久則自定。不惟輕舉者不敢越、而當仁者、亦不容固讓也。嗚呼、弟之言、乃剖腹剜心之言也。／(12 b) 弟之議、乃水窮山盡之議也。過此以往、弟不知所處矣。天童之結局、果聽之於天矣。故兄或有所別慮、弟當梓諸書以行、鳴諸四方、見弟之所議、出於正也、公也、非私也。山中諸兄、采而聽之、亦正也、公也、非私也。采聽而公推吾兄、吾兄慨然不辭、不爲過遜、又其正也、公也、非私也。哀哉、弟之心亦苦矣。吾兄或鑒而哀之、不惟叢林安、及門之心舉安。天寒瀉作、不能走懇布此區區。臨楮不勝悽咽。